

久喜市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	150,976	61,448,408	2,750,342	8,161,838	13.3	14.1

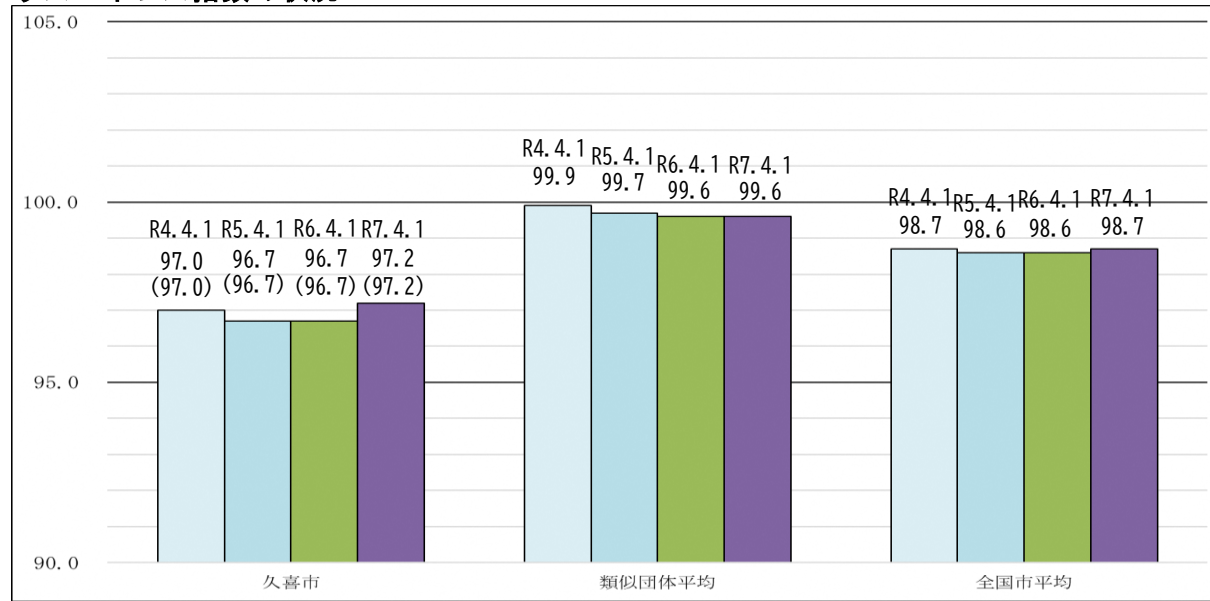
(注) 人件費には、事業費支弁に係る職員の人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	874	3,192,155	705,835	1,367,680	5,265,670	6,025	6,799

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。
 3 類似団体平均とは人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達し来後最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号給近辺の号給をカットし、これらの級の初号の号給月額の引き上げを行うとともに、7級に隣接する級間での給料月額の重なるの縮小を行っている。その他、各種手当についての見直しを行っています。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準4%に対し、久喜市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6 %	5 %	4 %
久喜市の支給割合	6 %	5 %	4 %

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
久喜市	43.2 歳	325,000 円	400,588 円	373,780 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.1 歳	330,096 円	437,516 円	393,258 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
久喜市	58.5 歳	21 人	270,843 円	294,939 円	293,910 円	—	— 歳	— 円	—
うち 業務員	61.1 歳	2 人	260,500 円	302,450 円	295,050 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.4 歳	254,200 円	1.19
うち 自動車運転手	57.5 歳	2 人	266,500 円	298,400 円	298,400 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を 除く)	61.1 歳	247,300 円	1.21
うち その他	58.3 歳	17 人	272,600 円	295,271 円	294,865 円	—	— 歳	— 円	—
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	52.5 歳	87 人	325,452 円	388,929 円	367,277 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
久喜市	—	—	—
うち 業務員	4,702,400 円	3,419,100 円	1.38
うち 自動車運転手	4,652,100 円	3,064,400 円	1.52
うち その他	4,700,952 円	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		久喜市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高校卒	201,000 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	192,500 円	201,766 円	185,700 円
	中学卒	— 円	188,281 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

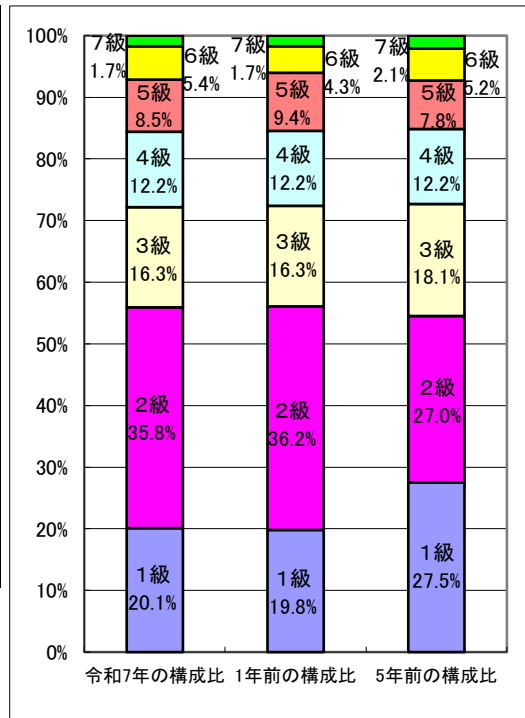
区 分		経験年数			
		10年以上～15年未満	20年以上～25年未満	25年以上～30年未満	30年以上～35年未満
一般行政職	大学卒	290,253円	360,713円	386,737円	399,711円
	高校卒	262,700円	320,300円	348,060円	372,789円
技能労務職	高校卒	—	—	299,000円	308,750円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

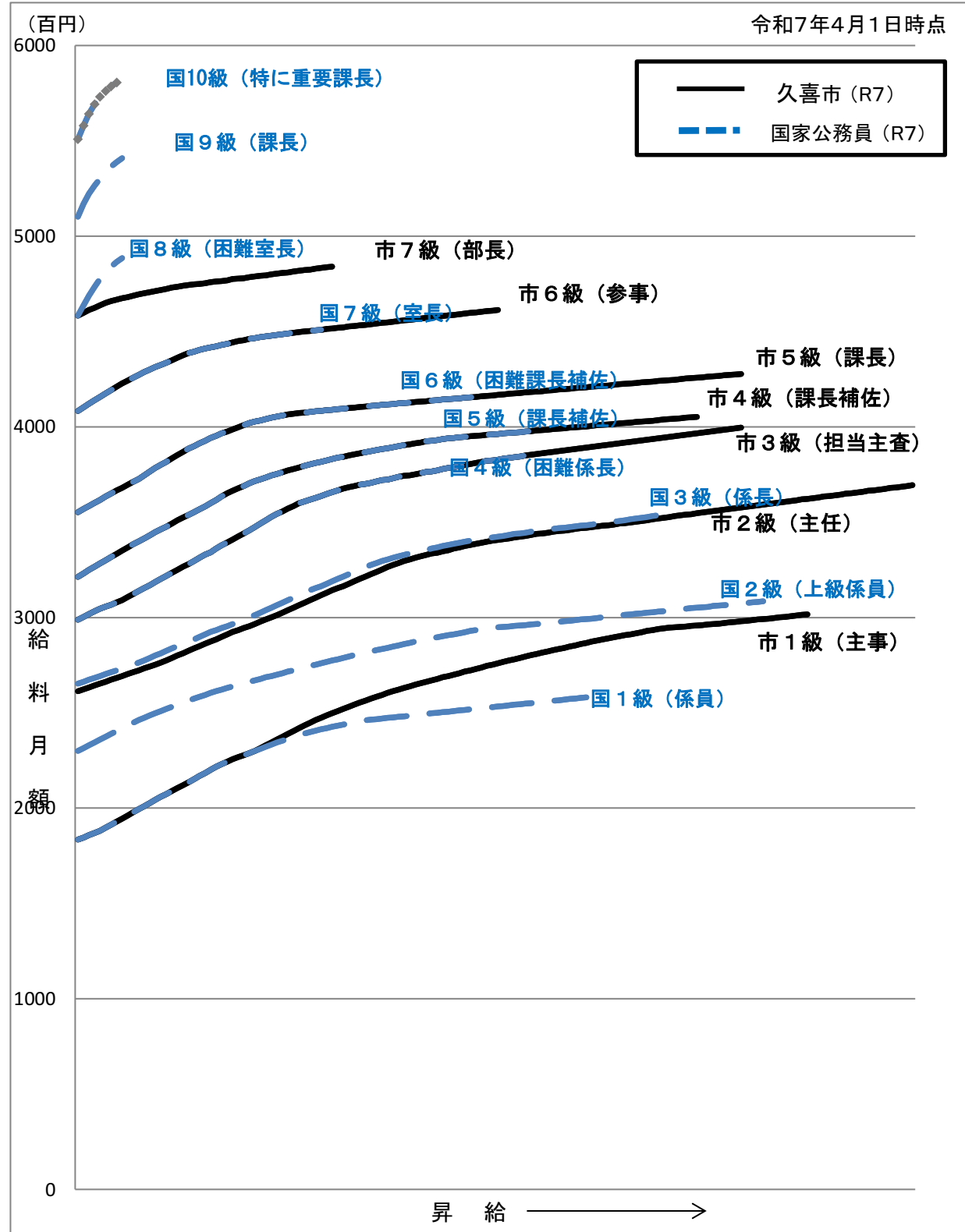
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	127 人	20.1 %	183,500	301,600
2級	主任	226 人	35.8 %	261,300	384,700
3級	係長	103 人	16.3 %	298,800	399,600
4級	課長補佐	77 人	12.2 %	321,300	405,200
5級	課長	54 人	8.5 %	355,200	427,700
6級	副部長	34 人	5.4 %	408,300	461,300
7級	部長	11 人	1.7 %	458,300	484,000

- (注) 1 久喜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（久喜市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久喜市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,592 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,708 千円		—	
[令和6年度支給割合]		[令和6年度支給割合]		[令和6年度支給割合]	
期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1月分)	期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1月分)	期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1月分)
[加算措置の状況]		[加算措置の状況]		[加算措置の状況]	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（久喜市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

久喜市			国		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
(支給率)			(支給率)		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）	
1人当たり 平均支給額	2,066千円	20,948千円	1人当たり 平均支給額	—	—

(注) 1 久喜市は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

2 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		198,371 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		233 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
久喜市	5%	853	5%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		32	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		1	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.2	%
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	感染症患者の援護等	0千円	日額300円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱業務	0千円	日額1,000円
災害対策業務手当	災害時緊急作業等	32千円	日額600円
建築主事手当	建築物の建築等の確認及び検査業務	0千円	月額10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	206,044	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	307	千円
支給実績（令和5年度決算）	207,603	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	311	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	1人当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	父母等 6,500円（一般行政職7級の職員にあっては3,500円） 子 13,000円（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子にあっては1人5,000円加算）	同	-	73,880 千円	242 千円
住居手当	借家・借間28,000円限度	同		44,626 千円	272 千円
通勤手当	通勤相当額又は距離に応じた額	異	国は、距離に応じた額の支給区分が異なる	54,295 千円	73 千円
管理職手当	部長級71,000円、副部長級59,000円、 課長級51,000円、課長補佐級39,000円	異	支給額等	118,845 千円	558 千円
管理職員特別勤務手当	○週休日又は祝日の勤務1回につき（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額） 部長級10,000円、副部長級8,000円、 課長級6,000円、課長補佐級4,000円 ○週休日又は祝日以外の午後10時～午前5時までの間の勤務1回につき 部長級5,000円、副部長級4,000円、 課長級3,000円、課長補佐級2,000円	異	支給額等	0 千円	0 千円
休日勤務手当	休日の正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の135/100	同	-	491 千円	13 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	957,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 643,500 円
	副市長	805,000 円	930,000 円 / 750,000 円
報酬	議長	483,000 円	724,000 円 / 463,000 円
	副議長	433,000 円	660,000 円 / 420,000 円
	議員	410,000 円	606,000 円 / 400,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×勤続期間の月数×0.35×1.15	(1期の手当額) 18,489,240 円
	副市長	給料月額×勤続期間の月数×0.21×1.15	9,331,560 円
			(支給時期) 任期满了(退職)時

- (注) 1 期末手当の支給にあたり、市長を始めとした上記各特別職とも、20%の加算措置があります。
例：市長 957,000円×1.20×4.60=5,282,640円（6月期、12月期とも基準日以前の6か月間在職している場合）
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

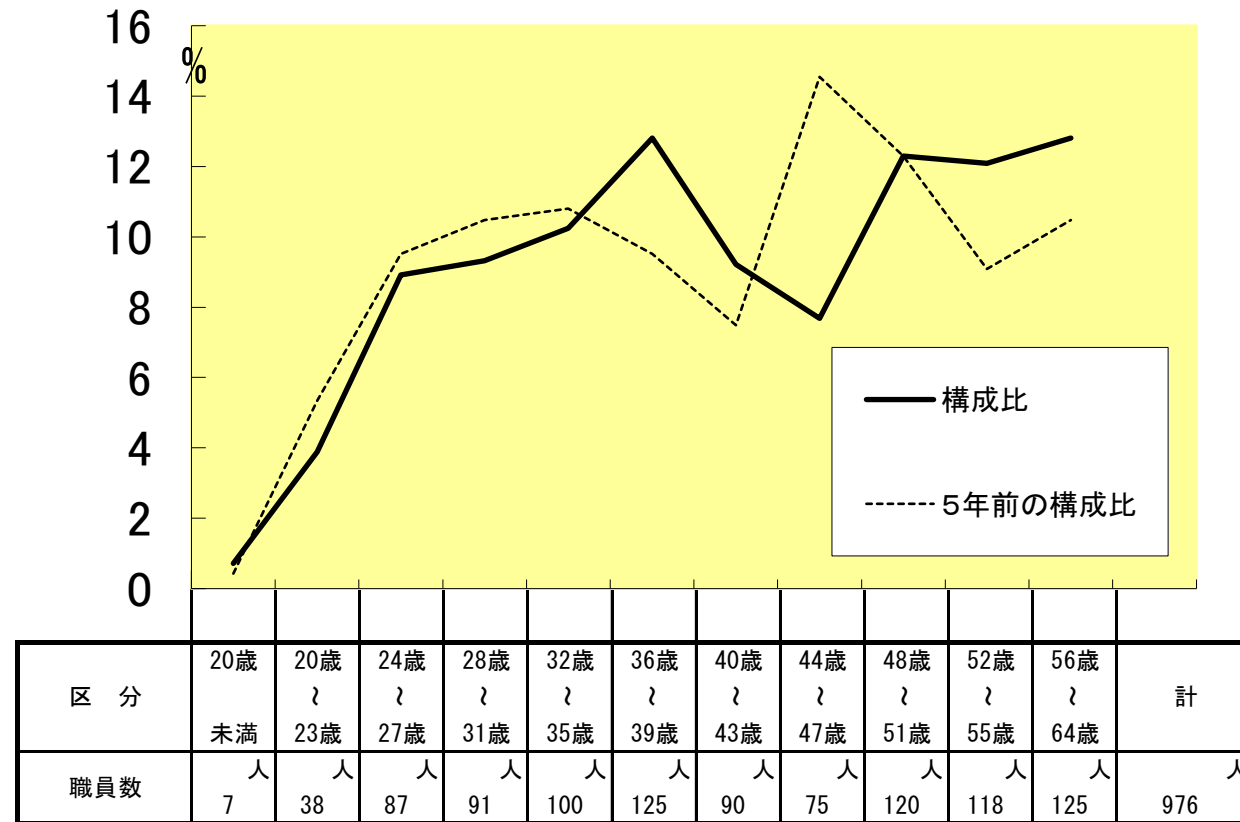
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	8	8	0	
	総務	227	234	7	業務の拡充に伴う増
	税務	58	58	0	
	民生	255	261	6	業務の拡充に伴う増
	衛生	68	68	0	
	労働	2	2	0	
	農林水産	19	17	△ 2	事務分掌の見直しによる減
	商工	9	9	0	
	土木	112	113	1	業務の拡充に伴う増
	計	758	770	12	<参考> 人口1万当たり職員数 51.00人 (類似団体の人口1万当たり職員数 45.44人)
	教育部門	106	106	0	
小計	864	876	12	<参考> 人口1万当たり職員数 58.02人 (類似団体の人口1万当たり職員数 61.61人)	
公営企業等	水道	28	27	△ 1	職員配置の見直しによる減
	下水道	19	19	0	
	その他	53	54	1	職員配置の見直しによる増
	小計	100	100	0	
合計 (人)	964 [1,076]	976 [1,076]	12 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 64.65人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	709	724	742	758	758	770	61	8.6%
教育	121	127	113	106	106	106	△ 15	△12.4%
普通会計 計	830	851	855	864	864	876	46	5.5%
公営企業会計 計	105	104	103	104	100	100	△ 5	△4.8%
総合計	935	955	958	968	964	976	41	4.4%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（税抜）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 3,293,601	千円 485,533	千円 138,971	% 4.2	% 4.0

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費39,230千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費（損益勘定+資本勘定）				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 28	千円 109,117	千円 22,330	千円 46,754	千円 178,201	千円 6,364	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
久喜市	43.3 歳	347,464 円	534,654 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久喜市		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,670 千円		1,593 千円	
[令和6年度支給割合]		[令和6年度支給割合]	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5月分	2.1月分	- 月分	- 月分
(1.4月分)	(1月分)	(- 月分)	(- 月分)
[加算措置の状況]		[加算措置の状況]	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

久喜市			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	- 月分	- 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 2~45%加算					
(1人当たり)			(1人当たり)		
平均支給額) - 千円 - 千円			平均支給額) 7.848 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 久喜市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		6,910 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		247 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
久喜市	5%	28	5%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度決算）		0.0 %
手当の種類（手当数）		2種類
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	左記職員に対する支給単価
災害対策業務手当	災害時緊急作業等	日額 600 円
防疫作業手当	感染症患者の援護等	日額 300 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	7,225 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	328 千円
支給実績（令和5年度決算）	6,282 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	262 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	1人当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	父母等 6,500円（一般行政職7級の職員にあっては3,500円） 子 13,000円（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子にあっては1人5,000円加算）	同	-	2,573 千円	198 千円
住居手当	借家・借間28,000円限度	同	-	288 千円	288 千円
通勤手当 (税込)	通勤相当額又は距離に応じた額	同	-	2,040 千円	82 千円
管理職手当	部長級71,000円、副部長級59,000円、 課長級51,000円、課長補佐級39,000円	同	-	3,480 千円	580 千円
管理職員特別勤務手当	○週休日又は祝日の勤務1回につき（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額） 部長級10,000円、副部長級8,000円、 課長級6,000円、課長補佐級4,000円 ○週休日又は祝日以外の午後10時～午前5時までの間の勤務1回につき 部長級5,000円、副部長級4,000円、 課長級3,000円、課長補佐級2,000円	同	-	0 千円	0 千円
休日勤務手当	休日の正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の135/100	同	-	55 千円	18 千円